

12 医療制度

(1) 医療費の給付・助成



自立支援医療

○自立支援医療（育成医療）の給付

内 容 … 障害を除去、軽減するために必要な医療について、医療費の負担が軽減されます。
なお、この制度を利用できる指定医療機関の一覧は、下記の川崎市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000114494.html>

利用できる方 … 18歳未満の児童で、身体に障害を有する方、または、現存する疾患について、この疾患に係る医療を行わないときは将来において障害を残すと認められる児童で、手術等によって障害の改善が見込まれる方（視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓の機能の障害、その他の先天性内臓機能障害、免疫機能障害）

費 用 … 原則1割の定率負担がありますが、別表のとおり利用者負担上限月額を設けています。

手続方法 … 申請書、健康保険証、マイナンバーカード又は市民税額等を証明する書類（川崎市内に住民票がある方は専用同意書の提出により省略できる場合あり）、指定医療機関において育成医療を主として担当する主治医が作成した意見書等を用意し、事前に申請してください。

窓 口 … 各区役所 地域みまもり支援センター 児童家庭課
電子申請（1ページ参照）

○自立支援医療（更生医療）の給付

内 容 … 障害を除去又は軽減するために必要な医療を、指定医療機関において医療保険の範囲内で受けられます。

※対象となる医療は、角膜移植術、白内障手術、外耳道形成術、口蓋裂に対する手術、歯科矯正術、関節形成術、人工関節置換術、人工透析療法、腎臓・心臓・肝臓移植術、心臓手術、中心静脈栄養法（小腸）、抗HIV療法などです。

※この制度を利用できる指定医療機関の一覧は、下記の川崎市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000114494.html>

利用できる方 … 18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方

費 用 … 原則1割の定率負担がありますが、別表のとおり利用者負担上限月額を設けています。

手続方法 … 申請書、更生医療指定医療機関の指定医師が作成した更生医療意見書及び医療費概算書、身体障害者手帳、健康保険証、市民税額等を証明する書類（マイナンバーカードを含む。なお、川崎市内に住民票がある方は専用同意書の提出により省略できる場合あり）等を窓口にご提出ください。
※原則として事前申請が必要です。

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課、各地区健康福祉ステーション高齢・障害担当（13ページ参照）電子申請（1ページ参照）

○自立支援医療（精神通院医療）の給付

内 容 … 通院する医療機関、薬局等に受給者証を提示すると、医療費の負担が軽減されます。
 ※申請時に指定医療機関の中から医療機関、薬局等を登録する必要があります。
 ※指定医療機関の一覧は、下記の川崎市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000017062.html>

利用できる方 … 通院により、継続的に精神医療を受ける必要がある方

費 用 … 原則 1 割の定率負担がありますが、別表のとおり利用者負担上限月額を設けています。

手 続 方 法 … 申請書、健康保険証の写し、自立支援医療（精神通院医療）用診断書、市民税額等を証明する書類（マイナンバーカードを含む。なお、川崎市内に住民票がある方は専用同意書の提出により省略できる場合あり）等を窓口にご提出ください。

※原則として事前申請が必要です。

※自立支援医療用診断書は、2年に1度の提出が必要です。

※精神障害者保健福祉手帳と同時に申請する方は、35 ページをご覧ください。

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課（13 ページ参照）
 電子申請（1 ページ参照）

別表【自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）の利用者負担上限月額】

医療保険単位の世帯状況		利用者負担上限月額		
生活保護世帯		負担0円		
市民税非課税世帯であって本人収入が80万円以下		上限額 2,500円		
【本人が18歳未満の場合は本人ではなく最も収入の高い保護者の収入】				
市民税非課税世帯であって本人収入が80万円を超える場合		上限額 5,000円		
【本人が18歳未満の場合は本人ではなく最も収入の高い保護者の収入】				
市民税（所得割）が3万3千円未満	* 上限額	(※) 上限額 5,000円 【ただし、育成医療のみ】	<small>（※※高額治療継続者（重度かつ継続）に該当する場合）</small>	上限額 5,000円
市民税（所得割）が3万3千円以上 23万5千円未満	20,000円	(※) 上限額 10,000円 【ただし、育成医療のみ】		上限額 10,000円
市民税（所得割）が23万5千円以上 39万円未満	* 上限額 40,200円			(※) 上限額 20,000円
市民税（所得割）が39万円以上	自立支援医療制度対象外			

*は川崎市独自の負担上限額です。

(※) の区分については、令和9年3月31日までの経過的特例です。

(※※) 「高額治療継続者（重度かつ継続）に該当する場合」とは、次のとおりです。

① 疾病・症状等から対象となる方

・精神通院医療・・・統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）、集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定の経験を有する医師により診断された方

・更生医療、育成医療・・・腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の方

② 疾病等にかかわらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方

・精神通院医療、更生医療、育成医療・・・医療保険の多数該当の方

小児慢性特定疾病医療給付

内 容 … 対象となる方が全国の指定医療機関で小児慢性特定疾病医療に関する治療（入院・通院）を受けるときに、費用の一部を市が負担します（保護者の所得により自己負担があります）。また、入院時の食費の一部についても給付します。

利用できる方 … 厚生労働大臣が定める疾患（16 疾患群、788 疾病）にかかり、一定の認定基準に該当する 18 歳未満（引き続き治療が必要と認められる場合は 20 歳到達まで）の児童が利用できます。（基準を満たす対象者には日常生活用具の給付事業も行っています。）

対 象 疾 患 群					
1	悪性新生物	7	糖尿病	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
2	慢性腎疾患	8	先天性代謝異常		
3	慢性呼吸器疾患	9	血液疾患	14	皮膚疾患群
4	慢性心疾患	10	免疫疾患	15	骨系統疾患
5	内分泌疾患	11	神経・筋疾患	16	脈管系疾患
6	膠原病	12	慢性消化器疾患		

窓 … 各区役所 地域みまもり支援センター 児童家庭課
電子申請（1 ページ参照）

精神障害者入院医療援護金

内 容 … 精神保健福祉法に基づき入院している精神障害のある方に、その入院費の一部として、月額 1 万円を助成します。

利用できる方 … 次の条件を全て満たす方が利用できます。

- (1) 入院患者の住所が川崎市内にある方（川崎市の住民票が発行できる方）
- (2) 精神科病院、または一般病院併設の精神科病棟に入院している方
- (3) 1 ヶ月につき 20 日間以上の入院期間がある方（入院開始からの通算期間ではなく、1 ヶ月単位での入院日数が 20 日間以上になる方）
- (4) 入院医療費の自己負担額の月額が 1 万円以上の方
- (5) 入院患者及び入院患者と同一の住民票上に氏名の記載がある 15 歳以上の世帯員全員の前年分の所得税を合算した額が 8 万 7 千円以下の方
- (6) その他医療費助成制度の利用により、医療費（保険診療分）の自己負担額が給付されていない方

手 続 方 法 … 申請書に、世帯全員の住民票と 15 歳以上の方全員分の最新の所得税額を証明する書類及び委任状（病院に援護金の受領を委任する方のみ）、重度障害者医療費助成制度を利用している方は医療証の写しを添えて郵送してください。

郵送先は「〒210-8577 川崎区宮本町 1 番地 川崎市 健康福祉局 精神保健課」です。

※申請書の提出期限及び認定書の有効期間は、共に対象年度の 3 月 31 日までです。

ただし、3 月中に入院した方の申請書の提出期限は、4 月末までとなります。

※毎年度申請が必要となるため、年度をまたいで認定を希望する方は翌 4 月以降に再申請してください。

窓 … 各区役所（地域みまもり支援センター 高齢・障害課 精神保健係）（13 ページ参照）、健康福祉局 精神保健課（電話：200-3608）
電子申請（1 ページ参照）



ひとり親家庭等医療費助成制度

- 内 容 … 保険診療分の自己負担額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く）を助成します。（所得制限があります。）
- 利用できる方 … 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（中程度以上の障害のある方、高等学校等に在学中の方は20歳未満まで）を養育している母子家庭、父子家庭、父または母が重度の障害の状態にある家庭、養育者家庭の方
- 窓 口 … 区役所保険年金課（後期・介護・医療費助成担当）、支所区民センター（保険年金担当）
電子申請（1ページ参照）



重度障害者医療費助成制度

- 内 容 … 保険診療分の自己負担額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く）、後期高齢者医療制度による一部負担金を助成します。
※精神障害者保健福祉手帳1級により助成を受ける方は、入院医療に係る医療費は助成の対象になりません。
※介護保険サービスの利用料は助成の対象になりません。
- 利用できる方 … 川崎市に住所があり次のいずれかに該当する方
(1) 1～2級の身体障害者手帳をお持ちの方
(2) 知能指数が35以下の方又は、障害程度がAの療育手帳をお持ちの方
(3) 3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、知能指数が50以下の方又は障害程度がB1の療育手帳をお持ちの方
(4) 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 窓 口 … 区役所保険年金課（後期・介護・医療費助成担当）、支所区民センター（保険年金担当）
電子申請（1ページ参照）



後期高齢者医療制度

- 内 容 … 一定の条件を満たした上で希望する方については、原則として75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の被保険者となり、窓口での自己負担割合や保険料及び高額療養費の上限などが適用されます。
- 利用できる方 … 65歳～74歳の公的医療保険加入者で、次のいずれかに該当し、加入を希望する方
(1) 障害基礎年金1級又は2級の国民年金証書をお持ちの方
(2) 身体障害者手帳1級、2級若しくは3級をお持ちの方又は4級をお持ちで、次のいずれかに該当する方
・ 下肢障害1号（両下肢の全ての指を欠くもの）
・ 下肢障害3号（1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの）
・ 下肢障害4号（1下肢の機能の著しい障害）
・ 音声機能又は言語機能の著しい障害
(3) 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級をお持ちの方
(4) 療育手帳A1又はA2をお持ちの方

手続方法 … 国民年金証書、各種手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）又は医師の診断書など障害の程度が分かるものを窓口にお持ちください。
お持ちいただいた診断書などの内容によっては、制度に該当するかどうかの判定にある程度の期間を要することがあります。

※加入している国民健康保険や被用者保険との違い（一部負担金の割合・保険料・高額療養費など）を確認した上で、手続きを行ってください。

※加入している国民健康保険や健康保険組合などに対しては、脱退の手続きが必要です。

窓口 … 区役所保険年金課（後期・介護・医療費助成担当）、支所区民センター（保険年金担当）
（県外の国民健康保険に加入している場合は、加入している市町村に御確認ください。）



指定難病医療費助成制度

内容 … 指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病の治療に係る医療費の一部を助成します。

【指定難病について】

原因が不明で、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が定める疾病を「指定難病」といい、令和6年4月1日現在、341種類の疾病が指定されています。

指定難病の一覧については、厚生労働省や難病情報センターのホームページをご覧ください。

【認定基準について】

助成を受けるには、所定の書類をそろえて申請のうえ、認定を受ける必要があります。認定を受けるための医学的判断基準として、下記2つの「認定基準」を共に満たす必要があります。

認定基準

- ① 診断基準を満たしている。（指定難病にかかっている）
- ② 重症度分類又は軽症高額該当基準を満たしている。
※重症度分類とは、「個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度であること」を指します。

※上記の①、②いずれについても、厚生労働省が指定難病ごとの基準を明確に定めています。診断基準と重症度分類を満たしているかどうかは、臨床調査個人票（診断書）の記載を依頼する医師に御確認ください。

※提出された臨床調査個人票などの書類をもとに、認定基準を満たしているかについて、川崎市が審査を行います。

【助成対象となる医療費について】

助成対象となるのは、都道府県又は政令市が指定した指定医療機関で行われた医療に限られます。指定医療機関については、川崎市の公式ウェブサイトや都道府県、政令市のホームページ等で確認するか、医療機関に直接お問い合わせください。

なお、保険適用外の費用やサービスについては、助成対象外です。

【助成の有効期間について】

審査の結果、認定となった場合、「重症度分類を満たしていることを診断した日」等から医療費助成の有効期間が始まります。ただし、遡り期間は原則として申請日から1か月とします。診断日から1月以内に申請を行わなかったことについて、やむを得ない理由があるときは最長3か月まで延長します。

※「申請日」は申請書に記入した日付ではありません。区窓口で申請する場合の「申請日」は“区窓口で受理された日”、郵送による申請の場合の「申請日」は、消印日ではなく、“川崎市健康福祉局国民年金・福祉医療課に届いた日”です。

利用できる方 … 次の全ての要件を満たす方が利用できます。

- ① 指定難病に罹患している方
- ② 川崎市に住民票登録をしている方
- ③ 国民健康保険等、公的医療保険に加入している方又は生活保護を受給している方

手続方法 … 以下の書類を用意し、各区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課へ申請してください。

●申請される方が共通で必要となる書類については、以下のとおりです。

(☆のある書類は、所定の様式です。その他の書類は、ご自身でご用意いただく書類です。)

☆① 特定医療費支給認定申請書（新規用）

※マイナンバーの記入が必要です。申請の際は、マイナンバーの確認書類を提示してください。

☆② 臨床調査個人票（疾患別の所定の様式です。最新の様式をご用意ください。)

③ 患者本人と支給認定基準世帯員の公的医療保険の被保険者証のコピー

●該当する方のみ必要となる書類については、以下のとおりです。

④ 支給認定基準世帯員の市町村民税の課税状況の確認書類

(患者本人が加入する公的医療保険の種類により必要となります。)

⑤ 患者本人と同じ医療保険に加入している方のうち、指定難病医療費助成制度の受給者もしくは小児慢性特定疾病医療給付の受給者が他にいる場合、又は、患者本人が小児慢性特定疾病医療給付の受給者である場合には、その証明書類

⑥ 軽症高額該当基準に該当する場合、その証明書類（領収証のコピー等）

⑦ 障害基礎年金その他の給付金にかかる証明書類（給付額が分かるもの）

申込み窓口 … 各区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課
電子申請（1ページ参照）

問合せ窓口 … 健康福祉局 国民年金・福祉医療課（電話：200-1979）

(2) 治療・予防接種など

①

療養介護事業

内 容 … 療養担当機関において、必要な治療や訓練を行います。

利用できる方 … 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている18歳以上の方で障害支援区分6の方
筋ジストロフィー患者または重症心身障害者で18歳以上の方であって障害支援区分5以上の方

費 用 … 世帯の所得などに応じて費用の負担があります。
（定率1割負担で、所得に応じた上限設定があります）

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13ページ参照）

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話
ソレイユ川崎	215-0001	麻生区細山1203	959-3003

② ③

障害者・高齢者等歯科診療事業

内 容 … 一般の歯科医院では治療が困難な方を対象に、虫歯の治療や口腔ケアを行います。

利用できる方 … 一般歯科医院で治療困難な重度の心身障害児（者）又は高齢者

手 続 方 法 … 川崎市歯科医師会にあらかじめ電話で予約してください。

窓 口 … 川崎市歯科医師会（電話：819-4494）

名 称	診察日・診察時間	郵便番号	所 在 地	電 話	FAX	最寄り駅
川崎市歯科医師会館 診療所	令和5年度以降、建替のため休止中					
中原 歯科保健センター	【診療】 火曜日・午前（第2・4週） 火曜日・午後（月4回） 水曜日・午後（月4回） 木曜日・午後（月4回） 【口腔ケア】 月曜日・午後（月4回） 金曜日・午前（第2・4週） 金曜日・午後（月4回）	211-0063	中原区小杉町 2-288-4	733-1248	733-1248	JR線・ 東急線 武蔵小杉駅
百合丘 歯科保健センター	【診療】 木曜日・午前（月4回） 木曜日・午後（月4回） 【口腔ケア】 金曜日・午前（第1・3週） 金曜日・午後（月4回）	215-0003	麻生区高石 4-15-5	966-2261	966-2261	小田急線 百合ヶ丘駅

※診察時間は、午前は10時～12時、午後は14時～17時です。

※令和4年3月末をもって、久地歯科保健センターでの事業は終了しました。

身

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種の公費負担制度

- 内容 … 予防接種法に基づき、公費負担による肺炎球菌感染症の予防接種を1回受けられます。接種を受けられる場所は、川崎市予防接種個別協力医療機関として指定された市内約500か所の医療機関です。
- 利用できる方 … 川崎市民の方で、下記いずれかの条件にあてはまる方
- 65歳の方（65歳の誕生日前日～66歳の誕生日前日まで）
 - 接種日に60歳～65歳未満の方であり、かつ、障害1級程度の心臓、腎臓、呼吸器の機能障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある方（主治医等とよくご相談ください。）
- ※既に肺炎球菌感染症（23価肺炎球菌ワクチン）の予防接種を受けたことがある方は、本制度の対象とはなりません。
- 費用 … 一部自己負担額がありますので、接種を受けた医療機関にお支払いください。
- ※生活保護世帯に属する方、市・県民税非課税世帯に属する方、中国残留邦人等の方で支援給付を受けている方は、必要書類を医療機関に提示することで無料になります。
- 窓口 … 川崎市予防接種コールセンター（電話：200-0144 FAX：200-1065）

身

高齢者のインフルエンザ予防接種の公費負担制度

- 内容 … 予防接種法に基づき、公費負担によるインフルエンザ予防接種が令和6年10月1日～令和7年1月31日の期間内に1回受けられます。接種を受けられる場所は、高齢者インフルエンザ個別協力医療機関として指定された市内約600か所の医療機関です。
- 利用できる方 … 川崎市民の方で、下記いずれかの条件にあてはまる方
- 接種日に65歳以上の方
 - 接種日に60歳～65歳未満の方で、障害1級程度の心臓、腎臓、呼吸器の機能障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある方（主治医等とよくご相談ください。）
- 費用 … 一部自己負担額がありますので、接種を受けた医療機関にお支払いください。
- ※生活保護世帯に属する方、市・県民税非課税世帯に属する方、中国残留邦人等の方で支援給付を受けている方は、必要書類を医療機関に提示することで無料になります。
- 窓口 … 川崎市予防接種コールセンター（電話：200-0144 FAX：200-1065）

高齢者の新型コロナウイルス感染症予防接種の公費負担制度

- 内 容 … 予防接種法に基づき、公費負担による新型コロナウイルス感染症予防接種を秋冬の時期に実施します。詳細については、決まり次第、市ホームページや市政だよりでお知らせします。
- 利用できる方 … 川崎市民の方で、下記いずれかの条件にあてはまる方
- 接種日に65歳以上の方
 - 接種日に60歳～65歳未満の方で、障害1級程度の心臓、腎臓、呼吸器の機能障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある方
(主治医等とよくご相談ください。)
- 費 用 … 一部自己負担額がありますので、接種を受けた医療機関にお支払いください。
なお、一定の条件を満たした方は無料となる予定です。条件については、決まり次第、市ホームページや医療機関で配布するチラシ等でお知らせします。
- 窓 口 … 川崎市予防接種コールセンター（電話：200-0144 FAX：200-1065）